

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年10月25日(月)

今週のことば

パートナーシップ構築宣言

取引先との共存共栄や望ましい取引慣行(振興基準)の遵守などを企業の代表者名で宣言する取組み。宣言企業が成長戦略実行計画で掲げる目標数の2千社を達成した。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

10/25(月) 仏滅

26(火) 大安 秋篠宮家の眞子さまが結婚

27(水) 赤口 読書週間

28(木) 先勝

29(金) 友引

30(土) 先負 G20首脳会議(ローマ)

31(日) 仏滅 ハロウィン、衆院選投票

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/18(月)	29,025 ▼44	114.29 ▼0.20
19(火)	29,215 △190	114.01 △0.28
20(水)	29,255 △40	114.34 ▼0.33
21(木)	28,709 ▼546	114.11 △0.23
22(金)	28,805 △96	113.88 △0.23

来年から適用の「短期退職手当等」の取扱い

今年度税制改正により、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である方に対する退職手当等を「短期退職手当等」として、退職所得金額の計算方法が改正されます(令和4年分以後の所得税に適用)。

◆短期退職手当等の退職所得金額の計算方法

会社から退職手当等の支払いを受けた場合、退職所得金額は退職手当等の収入金額から勤続年数に応じた退職所得控除額(勤続年数20年までは1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円)を控除した残額の1/2とされています【(退職手当等-退職所得控除額)×1/2】。

また、特定役員退職手当等(役員等勤続年数が5年以下)は1/2とする措置は適用されません。

来年からは、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下(短期勤続年数)の方に対する短期退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える場合、その超える部分は1/2課税の適用が受けられません【150万円+{短期退職手当等-(300万円+退職所得控除額)}】。

◆「短期勤続年数」に該当するか否かの判定

短期勤続年数は、退職日までの勤務期間のうち、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数(1年未満の端数は1年に切り上げ)が5年以下である場合が該当しますが、勤務期間に役員等として勤務した期間がある場合は、その期間も含めて短期勤続年数に該当するか否かを判定します(退職所得金額の計算は役員等勤続期間を含みます)。

なお、短期退職手当等の取扱いは、「収入すべきことが確定した日(退職した日)」が令和4年1月1日以後の場合に、適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201540

11月は「下請取引適正化推進月間」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、下請法(下請代金支払遅延等防止法)の普及・啓発が集中的に行われます(今年度の標語は「トラブルの未然防止に 発注書面」)。

下請法では、親事業者が発注時の書面交付など4項目の義務や、著しく低い代金を定める「買いたたき」など11項目の禁止行為を定めています。

なお、本年3月をもって消費税転嫁対策特別措置法が失効しましたが、失効前に行われた消費税の転嫁拒否行為は、失効後も調査・指導・勧告の対象となります。また、失効後に行われた転嫁拒否行為は独占禁止法違反又は下請法違反として対処するとしています。

雇調金特例等の期限を来年3月まで延長

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置は、累計で4兆円を超える支給額となっています。

厚労省は、雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金について、本年11月末までとなっている期限を来年3月まで延長した上で、現在実施されている措置内容は本年12月末まで継続する予定です。

なお、来年1月以降の措置内容については、「経済財政運営と改革の基本方針」に沿って検討し、来月中旬に公表するとしています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年1月から適用される「短期退職手当等」の取扱い

退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払られるものであることなどから、退職所得控除や、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

令和3年度税制改正により、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）について、その退職所得金額の計算方法が改正され、令和4年1月1日から施行されます。

◆退職所得金額の計算方法

【改正前の制度】

退職所得金額は、特定役員退職手当等（役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの）を除き、原則として退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出します。

* 退職所得金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※特定役員退職手当等については、「2分の1課税」を適用しないこととされており、退職手当等の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得金額となります。

◎退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 ※計算後の金額が80万円に満たない場合は、80万円
20年超の場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数は、原則として、退職手当等の支払者の下で退職の日まで引き続き勤務した期間の年数で、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、たとえ1日でも1年として計算します。

【改正後の制度（令和4年以後）】

役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」ということとされ、その退職所得金額は、次のとおり計算することとされました。

短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額が300万円以下の場合	(短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額が300万円を超える場合	150万円(※1) + {短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} (※2) ※1 300万円以下の部分の退職所得金額 ※2 300万円を超える部分の退職所得金額

◎短期勤続年数の判定

短期勤続年数に該当するか否かは、原則として、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数（1年未満の端数がある場合は、その端数を1年に切り上げ）が5年以下か否かにより判定します。

なお、短期勤続年数に該当するか否かの判定において、役員等勤続期間がある場合には、役員等以外の者として勤務した期間にはその役員等勤続期間を含むものとして、その判定を行います。

例えば、役員等以外の者として勤務した期間が2年、役員等として勤務した期間が2年である場合には、短期勤続年数に該当するか否かの判定については役員等としての勤続期間を含めて計算（+ = 4年）します。

※退職所得金額の計算における短期勤続年数の算定の基礎となる短期勤続期間については、役員等勤続期間は含めず、短期退職手当等に係る勤続期間によって計算します。

◎適用時期

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用することとされており、退職手当等については、その「収入すべきことが確定した日」が令和4年1月1日以後であれば、改正後の法令が適用されることとなります。この「収入すべきことが確定した日」は、原則、退職手当等の支給の基となった退職の日となります。